



2.5川人委調第167号

平成25年6月11日

川崎市議会

議長 浅野文直様

川崎市人事委員会

委員長 金作幸男



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成25年6月5日付け25川議議第118号により依頼のありましたこと
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第92号 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の
制定について

この条例案は、国及び他の地方公共団体の退職手当との均衡を考慮して定年
等による退職者に係る退職手当の支給の割合を引き下げること等を行おうとす
るものであり、異議はありません。